

フィリピン共和国

記

再譲渡証書

本証書は、20__年__月__日、以下の者の間で締結された。

_____に住所を有し、法定年齢である__歳に達した_____（以下、「**当事者 1**」）

および

フィリピン共和国法に基づき正式に設立されて存続しており、DMCI HOMES Bldg. 1321 Apolinario Street Barangay Bangkal Makati City に事務所が所在し、適式に授権された代表者である_____が代理する法人である_____（以下、「**当事者 2**」）。

本証書は、以下のとおり定める。

当事者は、_____公営住宅における以下の不動産に関する_____付の売買契約に署名した。

部屋番号／物干しエリア番号／駐車区画番号： _____

棟番号： _____

エリア： _____

マンション権利書番号： _____

買主である当事者 1 は、当事者 2 に対する支払金の残額を支払うため、_____に対し_____ペソの外部金融（「ローン」）を申し込んでいる。融資条件の一環として、当事者 1 がローンの金額全額を支払い終わっていないにもかかわらず、当事者 2 が当事者 1 の名義で不動産の権限譲渡証書、マンション権利書、および税金申告書を譲渡する必要がある。

そこで、当事者は、以下のとおり合意する。

1. 融資金が直ちに渡されるよう、当事者 2 は、_____が求める全ての書類を提出し、署名して、全条件に従うことを約束する。
2. 当事者は、無条件売買証書を締結する。当事者 1 は、売買証書は_____の条件を遵守するための便宜上締結するにすぎないことにつき了解する。
3. 当事者 1、その相続人、代理人、または譲受人が_____に対する支払義務の履行を懈怠し、当事者 2 が本件銀行／金融機関から買い戻さざるを得なくなった場合、売買証書は取り消しまたは破棄されたものとみなされる。
4. 上記の理由による売買証書の取り消しまたは破棄は、当事者 2 が当事者 1 に対し取り消しまたは破棄の事実を通知しさえすれば、裁判所の宣告がなくても効力を生じることにつき、明確に合意する。
5. 当事者 1 に部屋、物干し場、駐車場の権限が譲渡されたものの、本書に定めた理由により売買証書が取り消され、または破棄された場合、この再譲渡証書を内国歳入局、登記官、査定官、その他の関係当局に提示し、これが譲渡証書取り消しおよび当事者 2 の名義による新しい権利書発行の根拠として十分なものとなることにつき、当事者は合意する。当事者 2 に対し再譲渡し、または権限を戻すための証書発行の際に適用されるあらゆる税金、手数料、および費用は、当事者 1 が負担する。
6. 当事者 1 は、自己の名で、自己に代わり、当事者 2 に対する権限の再譲渡を発効させるために必要な譲渡証書、その他一切の書類に署名し、締結し、交付し、また、必要なあらゆることを行うための自己の真正かつ合法的な代理人として当事者 2、その役員、代理人、または譲受人をこの証書により指名、任命、選任する。